

令和3年度

千葉地方最低賃金審議会
第3回千葉県最低賃金専門部会
議事録

令和3年8月3日
13:25～14:50
千葉労働局1階会議室

令和3年度
千葉地方最低賃金審議会
第3回千葉県最低賃金専門部会

1 日時 令和3年8月3日(火) 13:25 ~ 14:50

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、中原委員

労働者側委員

高柳委員、野田委員、阪口委員

使用者側委員

渡部委員、黒岩委員、稲葉委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 配付資料

なし

6 議事内容

○ 大澤部会長

ただ今から、第3回千葉県最低賃金専門部会を開催します。なお、本専門部会は、運営規程第6条ただし書の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開とします。

それでは初めに、事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

○ 植村賃金指導官

本日は、公労使すべての委員に御出席いただいておりますので、本専門部会は有効に成立しております。

- 大澤部会長
審議に入ります。
本日は資料の配付はありませんが、これまでの配付資料や事務局の説明に関して何か質問はありませんか。
- 一同「ありません」の声
- 大澤部会長
別室で協議するに当たり、先ずこの場で発言することがありましたらお願いいたします。
- 一同「ありません」の声
- 大澤部会長
では、別室にて協議をお願いします。
事務局は別室に案内してください。

< 労使別室にて協議、公益委員が労使別に折衝実施 >

< 労使別室から会議室へ集合 >

- 大澤部会長
再開させていただきます。
本日も各側それぞれ別室において議論していただきました。双方の主張の要旨につきまして、若干説明させていただきます。
労働者側は、コロナ禍が長引き、現場の労働者の負担が増えている。本人や家族が感染したケースでは収入も減る。こういった実態を踏まえると、確実に最低賃金を引き上げなければいけない。また、年収 200 万円近辺で生活している方々は、貯蓄を取り崩して生活している。埼玉県との最低賃金額の格差も解消されていない。ワクチン接種が進んでコロナ禍の終息が近づけば景気も上向くのであるから、最賃もしっかりこの時期に上げるべき。何とか

白丸（全会一致）での決着をしていただきたいとのことでした。

使用者側は、コロナ株、変異株は去年よりも猛威を振るっている。まだ出口が見えない。これに関連する観光、飲食等々は非常に厳しい。これらのことから目安どおりの賃金引上げは難しい。目安額 28 円の根拠にも納得がいかない。コロナの影響を受けている業種・職場は非正規の方々が多く働いており、大幅な最賃引上げは、雇用に影響を与える諸刃の剣ではないかとの指摘もありました。

公益委員としては、使用者側は労働者側の意見・主張にはなかなか歩み寄れるものではないと判断し、目安どおりの 28 円を労働者側に提示しました。労働者側としては持ち帰りたいとのことでした。

ここまでで何か補足されることがありましたらお願いします。

○ 一同「ありません」の声

○ 大澤部会長

私の力不足ということもあり、本日、双方の主張をまとめることができませんでした。本日の審議はこれにて終了とさせていただきます。

次回、第 4 回専門部会は明日 8 月 4 日午後 2 時 30 分から、場所は本日と同じく千葉労働局 1 階議室で開催します。できれば、明日は結審に向けて御審議いただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは閉会とします。ありがとうございました。